

★ 都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十三号）（都市環境整備課）

一 改正の要旨

都市計画法施行規則の一部改正により開発行為許可申請書等への押印等が不要とされたことに準じて、申請書等への押印等を不要とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月八日

★ 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十四号）（都市環境整備課

）

一 改正の要旨

宅地造成等規制法施行規則の一部が改正され、宅地造成等工事の許可に関する手続について申請書等への押印が不要とされたことに準じて、宅地造成等工事の届出に関する手続についても申請書等への押印を不要とするなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月八日